

## メガソーラ問題

市内メガソーラ建設案件について問う。

東日本大震災のフクシマ原発事故で大きな被害が発生し、多くの方々が故郷を失った。原発稼働を抑制すべきという視点で太陽光発電の固定買取制度が始まり、旨みがあるとの理由で外資系を含む多くの事業者が参入して来た。残念なことに原発は再稼働し、何のための固定買取制度かとの疑問が膨らんで来た。

土地価格が安い、霧島市の山林に多くのメガソーラ建設が進められ、環境破壊、洪水発生、市民の生命財産が脅かされる恐れが発生している。

九州で実現性のないまま放置されていた認定の3割が失効したとの報道もあった。そこで問う。

### 質問：市長のメガソーラ推進政策について

市長は環境への配慮がなされ、住民の理解が得られたものについて、その導入を積極的に推進すると発言している。野久美田からの濁り水によって海が汚れている。牧園の伸和工業からの流末処理で国道に泥水が流れ、橋の下の民家に床下浸水が発生した。霧島永水では大きな陥没事故が発生した。このようにメガソーラ建設現場で大きな問題が発生している。市長の言う環境への配慮とはどのようなものか、住民の理解とはどのようなものか、今後もメガソーラ建設を推進されるのか、問う。

市長：私は、「再生可能エネルギーの導入によるエネルギー100%地産地消」を標榜し、これまで「再生可能エネルギー開発について、環境への配慮がなされ、住民の皆様の理解が得られたものについては、その導入を積極的に推進する一方で、当該開発により、自然環境、生活環境、景観等が損なわれないことがないよう、県内で初となる「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定し、昨年6月1日からその運用を開始した。

このことを受けて、本市ガイドラインの運用開始前から事業に着手していた再生可能エネルギー発電事業者からも概ね適正に届出等が行われており、事業者と地域の皆様との間においても良好な関係が保たれていると認識しているが、土地開発施工中における周辺への濁水や施工地内での土砂の流出等が発生している事例があることも事実である。

私は、このような事態に対して、直接現場を確認するとともに、事業者に対しては、速やかに対策を取り再発を防ぐよう強く要請している。

このような中、国は、適正な事業実施の確保等を図るため「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆるFIT（フィット）法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度を創設した。これにより、事業者は自らが定める事業計画に基づき、適切な保守点検及び維持管理の実施や発電終了時の設備の適切な処分等を行うこととなり、これに違反した場合には、国は、改善命令や認定取消しを行うことができるものとされている。

さらに、国は、企画立案から撤去、処分に至るまで各段階において必要な措置を掲げた事業計画策定ガイドラインを本年3月に策定し、再生可能エネルギー発電事業者が事業計画を策定するに当たっては、国のガイドラインに従って適切に事業を実施することなどが求められる。

これまで、市のガイドラインのみをもって事業者に指導等を行ってきたが、今回、国のガイ

ドラインが策定されたことにより、これまで以上に適切な事業実施の確保が図られるものと考えている。

また、これらのガイドラインに定められた事項を誠実に履行いただくことが、環境への配慮がなされ、住民の皆様の理解も得られることになるものと認識する。

**質問：**林地開発事案に対する市の関与について

土地利用協議、林地開発事案の市の意見書はどのようにして作られているか手順の説明を求める。市の意見書には地元住民の意向について『開発区域周辺及び、隣接する利害関係者・流末区域の自治会・近隣住民等の同意書を必要としない方々への開発区域内の工事に関する事前の説明会や、工事期間中の苦情や要望等は、申請人が誠実に対応すること。』と記載されている。この行為が誠実に実行されているかを確認しているか問う。

**農林水産部長：**林地開発許可は、森林法の規定により、都道府県知事が行うものであり、本市における当該許可制度に関しては、鹿児島県が定める「林地開発許可事務処理要領」に基づき、申請及び許可の手続が行われており、適正に運用されている。

また、開発行為者の申請内容は、各種法令に照らした県の事前指導や、本市及び開発区域周辺関係者から提供された情報を踏まえた内容であるものと認識する。

市は、開発行為者が事前調査を行う中で地域情報等を提供するほか、森林法に規定されている県からの「関係市町村への意見聴取」に対し、必要な意見の回答を行っている。その内容は、申請に関連して市の条例等に基づき必要とされる手続や、近隣への防災対策の徹底などについて、関係部署からの意見を集約したものである。

なお、県の土地利用協議を必要とする林地開発行為については、県の各担当部署で調整がされた上で、土地利用協議が承認された後に林地開発の許可がなされるものと承知する。

また、林地開発許可については、森林法に基づき県が主導する立場にあるが、開発許可後において、市が県に提出した意見内容に関連して事案が発生した場合には、市で調査を行った後、県に報告しており、必要に応じて、県に対し、開発行為者による関係者への説明や現場で講じるべき対策等を指導の要請をするとともに、市としても、開発行為者に対し必要な改善等を求めている。

**質問：**再生可能エネルギーに関するガイドラインの運用について

お知らせ看板の設置、説明会の開催、周知実施報告書の提出の流れであるが、看板設置場所、説明会の開催は適切に行われているか、周知実施報告書は市の意見書にどのように反映されるか問う。

**企画部長：**現在、再生可能エネルギー事業者によるお知らせ看板の設置場所や説明会の開催に当たっては、事前に市に相談して検討するよう求めている。市のガイドライン運用開始前から事業に着手されていた再生可能エネルギー事業者にも、一旦看板設置や説明会が行われた後であっても、市からの追加の看板の設置、説明会の開催に関する要請に対し、対応しているものと認識する。仮に、開発行為等で市の意見を求められる段階で、事業の周知等が行われていない場合は、その旨を意見書に記載することになる。

なお、国の事業計画策定ガイドラインでは、推奨事項として、自治体が個別に策定する指導

要綱、ガイドライン等を遵守するよう努めること、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることなどが定められており、これらを実施せずに特に悪質な事業を行っていることが認められる場合には、指導・助言等の対象となる可能性があるとなっている。

**質問：**小規模太陽光発電設備が近くに多数設置されると住民は結果としてメガソーラが建設されたと同様、洪水の恐れ、環境破壊などの影響を受ける。事業者が同一法人の場合、関連会社の場合、異なる法人の場合、それぞれのケースで規制は出来ないか問う。

**企画部長：**改正FIT法による新たな認定基準では、「特段の理由がないのに一の場合において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと」としており、その審査基準は、①同一の地番又は地権者が同一の一団の土地において他の認定事業計画がないこと、この場合の地権者は、申請日の1年前まで遡って同一であるかどうかを確認することとされ、②隣接の地番で設置事業者又は保守点検及び維持管理の責任者が同一の他の認定事業計画がないこととされており、安易な分割を禁じる内容となっている。

このように固定価格買取制度の認定に関しては、一定の制限が設けられているが、設置そのものについては、関係法令の規定による土地利用規制等はあるものの、包括的に規制することは、現行の法制度では困難な状況にある。

**質問：**牧園町・高千穂の伸和工業メガソーラ事案について

現場近く、小谷別荘地にお住まいの方々から霧島市の移住定住促進策に誘われて移住してきた。目の前にメガソーラ建設が始まり、埃や騒音に悩まされている。小谷交差点近くの旅館の方からは排水の轟音でお客が早々に退去されたと聞いた。

住民からのこのような声が市に届いているか、この事案について市が相談を受けてから認可に至るまでの時系列的な説明を求める。

**企画部長：**牧園町高千穂で建設中であります株式会社伸和工業の太陽光発電事業について

日付	内容
H260416	最初に相談を受けた。
H260216	事業者からの保安林に係る市有財産払下げ申請事前申出書の提出
H260327	事業者からの原野に係る市有財産払下げ申請事前申出書の提出
H260409	事業者から県に対する県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議書の提出
H260413	事業者から県に対する森林法に基づく林地開発申請
H260514	事業者から市に対する開発区域内に係る景観計画区域内行為届出書の提出
H260529	市から事業者に対する開発区域内に係る景観計画区域内行為制限適合通知書の交付
H260623	事業者から市に対する変電所設置場所に係る景観計画区域内行為届出書の提出
H260629	市から事業者に対する変電所設置場所に係る景観計画区域内行為適合通知書の交付

H260703	県から市に対する県土地利用協議に係る意見照会
H260805	市から県に対する県土地利用協議に係る意見書の提出
H260827	事業者による 1 回目の地元住民説明会の開催
H260918	県から市に対する林地開発に係る意見照会
H261014	市から県に対する林地開発に係る意見書の提出
H261014	県から事業者に対する土地利用協議承認通知
H261016	県から事業者に対する林地開発許可通知
H280122	市有財産処分単価の決定
H280129	市から事業者に対する市有財産払下げ申請事前申出書の回答
H280217	事業者からの市有財産払下げ申請書の提出
H280224	事業者及び市における原野に係る土地売買契約の締結
H280310	事業者及び市における原野及び保安林に係る土地売買契約の締結
H280415	事業者への原野及び保安林に係る所有権移転登記の完了
H280425	事業者への原野に係る所有権移転登記の完了
H280614	事業者による 2 回目の地元住民説明会の開催
H281005	事業者及び市における県土地利用対策要綱に基づく開発協定の締結
H281020	事業者から市に対する開発協定書に基づく施工状況報告書の提出
H281222	事業者からの変電所設置場所に係る行政財産使用許可申請書の提出
H290127	事業者からの市ガイドラインに基づく事業計画書及び周知実施報告書の提出
H290208	事業者から市に対する開発協定書に基づく施工状況報告書の提出
H290220	事業者に対する変電所設置場所に係る行政財産使用許可通知書の交付
H290512	事業者から市に対する開発協定書に基づく施工状況報告書の提出

市では、埃に対する苦情、散水車給水時の騒音に対する苦情、騒音への苦情、残地森林計画への苦情、民家への土砂の流入被害などを把握しており、住民からの報告や相談があった場合や災害時には、速やかに現地の確認を行い、事業者に迅速な対応を要請しているところであります。

**質問：**牧園町・宿窪田の霧島龍馬ソーラパークのメガソーラ事案について市が相談を受けてから認可に至るまでの時系列的な説明を求める。

ガイドラインの近隣関係者等に該当すると思われる方々からこの事業に同意しないとの書類が提出されている。どのような扱いをしたかの説明も併せて求める。

**企画部長：**牧園町宿窪田で計画されております霧島龍馬ソーラーパーク合同会社の太陽光発電事業について

H260903	最初に相談を受けた。
H260930	林地開発許可申請に係る道路拡幅の事前協議申出書の提出
H270424	市有財産払下げ申請事前申出書の提出
H270812	開発区域内に係る里道及び水路の使用についての協議書の提出

H270821	開発区域内に係る里道及び水路の使用についての施行同意書の交付
H271105	市公有財産取得処分等委員会における里道及び水路、農地の処分単価の決定
H271204	里道及び水路に係る市有財産払下げ申請事前申出書の回答
H271209	農地に係る市有財産払下げ申請事前申出書の回答
H271217	県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議書の提出
H271221	森林法に基づく林地開発許可申請書の提出
H280217	県土地利用協議の意見照会
H280325	県土地利用協議に係る意見書の提出
H280603	農地に係る市有財産払下げ申請書及び原野に係る市有財産払下げ申請事前申出書の提出
H280609	農地に係る土地売買契約の締結
H280921	農地に係る所有権移転登記の完了
H281007	市に農地法第5条の規定による許可申請書の提出
H281026	里道及び水路に係る市有財産払下げ申請書の提出
H281109	県農村振興課に農地法第5条の規定による許可申請書及び意見書の提出
H290123	林地開発に係る意見照会
H290131	塩浸自治公民館での地元住民説明会の開催
H290215	市ガイドラインに基づく事業計画書及び周知実施報告書の提出
H290216	県土地利用協議の承認通知
H290306	林地開発に係る意見書の提出
H290314	林地開発の許可通知
H290314	農地法第5条に基づく許可申請に係る決定の通知
H290321	里道及び水路に係る市有財産払下げ決定通知の交付
H290406	安楽地区自治公民館での地元住民説明会の開催
H290406	3団体から開発行為等の不同意書の提出
H290420	14の団体一個人から開発行為等の不同意書の提出
H290428	市公有財産取得処分等委員会における原野の処分単価決定

市に提出された開発行為等の不同意書については、不在者を含む3件を除いて、提出者に直接会って、開発行為等に対する不安や懸念、事業者及び市に対する要望などの聞き取りを行った。その中には、過去にあった天降川の増水や土砂流出による災害への不安、温泉・旅館営業への影響、鮎の遡上への影響、事業に対する説明不足などの意見があり、事業者には近隣関係者等から理解が得られるよう十分な説明に努めることと、防災対策の徹底について要請している。なお、事業者の説明により、事業に関して一定の理解ができたとして、5月30日に2団体から開発行為等の不同意書の取り下げ文書が郵送により市に提出されている。

**質問：**国分・重久の霧島地所のメガソーラ事案について市が相談を受けてから認可に至るまでの時系列的な説明、及び現在どのような状況にあるかの説明を求める。

**企画部長：**国分重久宇野首で建設中の株式会社霧島地所の太陽光発電事業について

H261107	最初に相談を受けた。
H270903	林地開発許可申請の提出
H280209	林地開発許可申請に係る排水の事前協議書の提出
H280215	林地開発許可申請に係る河川への排水についての回答
H280226	林地開発に係る意見照会
H280316	林地開発に係る意見書の提出
H280324	林地開発許可通知
H281006	林地開発行為に係る工事完了確認の通知

現在の状況については、沈砂地からの放流先の崖が侵食され、その一部が崩落したことから、事業者が県による指導を受けて雨水等の処理方法について検討されている。

**質問：**太陽光発電システムに対する消防局の対応について

消防庁は太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策、及び太陽光発電システム設置場所の火災の消防活動上の留意点についての文書を発行している。消防局の認識を問う。

**消防局長：**一般住宅の火災について、平成 25 年 3 月 26 日付けで、消防庁消防・救急課と消防庁消防研究センターの連名により、太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等についての情報提供があった。また、平成 26 年 3 月には、消防庁消防研究センターから太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策に対する研究についての報告書も示された。これらにおいて、一般住宅の太陽光発電システム火災事例及び火災実験をとおして、消防活動中の危険性として、太陽光や炎の光があれば発電が継続するために放水による感電の可能性があること、また、感電の衝撃により隊員の転落の可能性があることなどが指摘されており、その安全対策を講じる必要があることが主な内容である。霧島市消防局においては、過去 5 年間に、太陽光発電システムを設置している一般住宅火災が 4 件発生しているが、隊員が感電した事例は無い。しかしながら、学校や病院など一般住宅以外にも太陽光発電システムを設置している建築物もあることから、今後とも消防庁からの情報提供等を参考にしながら、消防活動時における隊員の事故防止を図るため、各種訓練及び安全管理に取り組む。

**質問：**霧島大窪、田口のメガソーラ建設事案について、市への相談、住民説明会、土地利用協議、林地開発申請の状況を問う。

**企画部長：**霧島大窪、霧島田口におけるメガソーラー建設の動向については、平成 28 年 2 月に関係者から相談を受け、林地開発や土地利用協議の県の所管課を紹介した後は、市に対する連絡はなかった。本年 3 月 9 日に関係者が来庁した。当日は、事業に関する具体的な話はなく、市ではガイドラインを定めていること及びその概要等についての説明を行い、事業に関して動きがある場合は、速やかに連絡するよう依頼した。

以下、質問席

**Q**：ガイドラインの協定書とは別に近隣関係者等が協定書を結べることの周知は行われているか？

**地域政策課長**：事業者に対してはガイドラインでは配慮するよう話をしている。近隣関係者等へは直接、積極的に話はしていない。ガイドラインは市のホームページに掲載しており、消極的な言い方になるが、知ってもらう環境にあると考える。

**Q**：県から土地利用協議案件、林地開発案件についてどのような書類が送付されてくるか、その書類に対して市はどのような対応をとっているか？

**建設部長**：土地利用対策要綱7条、土地利用承認を受けた者は速やかに市長とおおむね別表第3に定める事項を内容とする開発協定を締結するものとする。

別表3には

1. 事業計画の実施の時期、期間等に関する事項
  2. 自然環境の保全及び文化財の保護に関する事項
  3. 防災施設の先行的整備、開発行為に起因する災害等発生の場合の補償及び災害等発生の場合の復旧工事に関する事項
  4. 道路、水路、公園等公共施設又は公益的施設の整備及びこれらの施設の維持管理に関する事項
  5. 水源の確保、廃棄物の処理等に関する事項
  6. 当該土地の転売の禁止及び目的外への使用禁止に関する事項
  7. 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項
- を協定する事になっている。

**Q**：県から届く書類について質問している。

**都市計画課長**：土地利用協議については承認という形で届いている。

**Q**：承認前の市の意見書を求めるときの書類はどのようなものか？

**都市計画課長**：主に防災に関する事の見解書を求められている。

**Q**：具体的に図面とか、調整池の設計図とかを問うている。その書類の中に近隣住民の同意書が添付されているか？

**都市計画課長**：同意書は確認していない。

**Q**：林地開発案件で同意書が添付されているではないか？ 知らないのか？

**農林水産部長**：林地開発については色々な書類と一緒に同意書等も添付されている。

**Q**：そうですね。その同意書の信憑性は確認しているか？

**農林水産部長**：林地開発許可申請については県が定めている事務処理要領に沿った内容で県の事前審査等を経て提出されており、その許可に当たっては申請書に添付されている、他の色々な必要書類と一緒に県の方で適正に審査がなされていると認識している。従って市としては行為者が行う事前の調査の段階で色々な情報提供を行う立場である。従って同意書の信憑性は確認していない。

**Q**：県は同意書を見るのは霧島市の仕事と言っている。そのような認識は無いのか？

**農林水産部長**：今の発言が市の認識である。

**Q**：県は例えば耕作者代表として同意書が出ていれば、その人が耕作者代表であるかの確認は出来ない。その確認は霧島市にやってくださいという事になっていないか？

**農林水産部長**：事前調査とか、そのような中で開発行為者が基本的に行うべきである、その開発行為者が事前調査の中で県に色々と相談をしながら最終的に許可を取るといったような事である。同意取得がもし困難な場合についても事業者は県と協議することとなっている。  
基本的に同意の範囲や対象者については県が総合的に判断する。

**Q**：同意書に疑いがあると言っている。この事は耕地課が確認しているはず。

**耕地課長**：利害関係者の同意書について、開発申請者が聞き取りにより、詳細に耕作者代表を聞いている、県が承認している事例にもある。市で個々の耕作者が誰であるとか、認めるものでは無い。

**Q**：重久・妻屋の申請書類の中に県の指導で耕作者代表を入れた。その耕作者代表が耕作者代表で無いという事を耕地課は知っているはずだ。

**耕地課長**：耕作者代表として捺印しているから、その方が耕作者代表であると認識していた。

**Q**：妻屋の申請書類では耕作者代表の印鑑ではないはず。耕作者代表は黒塗りであった。

**耕地課長**：確認はしている。当時は水利組合があるとの認識は無かったかもしれない。市の方でその方が耕作者、この方が耕作者代表、水利組合もちろんあるが、水利組合だけではなく、個々に耕作者もいる。その方は誰が代表者になるのか市で認めることは無い。

**Q**：耕作者代表という印鑑が押してあったか？

**耕地課長**：耕作者代表という印鑑というか、代表者の同意書という形で印鑑が押されていた。

**Q**：耕作者は17人で、その代表者から市に提出済みの同意文書は虚偽であるとの文書が出されているはずだ。

**耕地課長**：17名以外の耕作者はいる。誰が代表者という形ではない。水利組合の17名の方が代表者と、もちろん水利組合があるという事であれば、その他にも耕作者はいる。どの方が代表者になるかはあくまでも開発業者が代表者を決め、県が承認する。市としては個々に公民館長、この方もいます、この方もいますとの意見は出していない。

**Q**：出すべきではないか？ そうでない人が代表者になっている。申請書類の中に虚偽があった時は県は許可を取消すと言っている。虚偽の申請書が出ているではないか？

**耕地課長**：我々はそれが虚偽であるとの認識は持っていない。